

連携室だより 第8号

島根県歯科医師会 在宅歯科医療連携室

日頃より在宅歯科医療連携室の運営にご協力いただきありがとうございます。

在宅医療連携室では、在宅療養や施設入所などで歯科医院への通院が難しい方の口腔に関する困り事の相談を受ける「歯科の往診ほっとライン」を設置しています。かかりつけ歯科医を持っていない、かかりつけ歯科医が往診を行っていないなど、往診の依頼先に困るような場合もご利用ください。

「電話したらすぐ対応してもらい、歯科医師が往診してくれた」との声もいただいています。

歯科の往診ほっとライン（島根県歯科医師会事務局内）

☎0852-27-8020

平日 9:00~17:00 *土日・祝日・年末年始は対応していません



白瀉公園の桜

連携室トピックス

医療介護の現場で口腔ケアの必要性が広く認識されるようになりました。

口腔ケアとは、要介護の方の摂食・咀嚼嚥下・会話・呼吸に関わる機能の維持増進を目的に口腔内の清潔や口腔リハビリテーションを施し、これにより齲歯や歯周病などの口腔疾患の予防・咀嚼嚥下機能や口腔周囲の機能維持・誤嚥性肺炎を予防して、健康な長寿を支援するケアのことをいいます。

この方法の1つに「口腔衛生管理に主眼をおいた歯ブラシ等を用いての口腔清掃」があり、これも口腔ケアと呼ばれます。口腔ケアの考え方が広まり始めた頃、要介護の方の手つかずの口腔内をきれいにすることで誤嚥性肺炎が目に見えて減ることから、口腔清掃の意味での口腔ケアは盛んに行われるようになり、日常のケアの中に浸透していきました。

最近では本来の意味での口腔ケア、特に食べることについて関心が高まってきました。これには様々な職種が関わり、かつ自分以外の職種の仕事もよく理解した上で連携・協働する必要があります。

島根県歯科医師会も、他職種の方々と「食支援マニュアル」を作製するなど、他職種と協働して食支援の取組みを始めました。施設等では比較的取り組みやすいこともあり、すでに始まっているところもありますが、在宅では家族状況や経済状況、サービスの優先順位などそれぞれで、まだ課題も多いと思います。関係職種の方々と共に「食べること＝生きること」を支えていければと願っています。

Column コラム

「饅頭が食べたいわ〜」「お酒が飲めるようになるといいなあ」と入所中の利用者様がお話されることがあります。

入所中の方々は様々な病気が原因で何かしらの障害があり、身体のことだけではなく、食べることにしても思うように出来なくなる方もおられます。

「食べること」は、生きるために必要不可欠であると同時に楽しみであり、「食」のあり方が改めて問われる昨今、口から食べることの重要性がさらに高まっています。

老健はリハビリテーション施設として体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行っており、2015年4月の介護報酬改定では、口腔・栄養管理への取組の充実が重点項目として示され、口で食べる楽しみを得るための支援強化がはかられたことにより、最近では言語聴覚士や歯科衛生士がいる老健が増えつつあります。

在宅復帰、在宅生活支援を役割としている老健にとって、住み慣れた地域で最後まで口から食べることを目標に、経口移行・経口維持のリハビリを積極的にしていく必要があります。そのためには、協力歯科医院や訪問歯科診療との連携が必要不可欠であると考えます。

入所される方の中には、義歯が合わなくなってから何年も義歯なしで過ごされてきた方や、身体が不自由になってからは歯医者に行くこともなくなり、虫歯や歯肉炎が見られる方が何人もおられました。現在は協力歯科医院と連携し訪問診療をしていただくことで、入所早期に治療や義歯を作成し、多職種で支援することで今まで刻んだものしか食べられなかった方が、形のあるものを食べられるようになり、また噛む力や飲み込む力も付き、表情も豊かになっている方もいます。

歯科訪問診療があることにより、介助が必要な方でなかなか診療が受けられなかった方が治療を受けることができ、またその場で施設の医師、看護師、介護士、リハビリ専門職、管理栄養士等と直接連携を取りながら支援ができるため、訪問歯科診療の充実と歯科医師とのより一層の連携が、今後の地域包括ケアに向けてとても重要になってくると考えています。



中津